

2016.4

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



アダルトサイトのワンクリック請求、詐欺メール被害が急増

【事例 1】

インターネットで無料のアダルト動画を再生しようとしたところ、突然「登録完了」となり、高額な会費を指定された口座に振り込んだ。会費を支払ってすぐに退会手続きしたのだが、2か月後、退会できていないと連絡があり、さらに数回振り込んでしまった。

【事例 2】

「お金をあげる」という電子メールが届いたので、受け取りの手続きのためにプリペイド型電子マネーを購入し、コード番号を伝えてしまった。

【アドバイス】

事例 1 の場合、契約は成立していません。電話をかけるよう誘導する画面が表示されるアダルトサイトもありますが、この場合も支払う必要は一切ありません。

絶対に連絡しないようにしましょう。名前や電話番号などの個人情報を聞き取られるだけでなく、実際に次々とお金をだまし取られる恐れがあります。

また、事例 2 の場合は、コンビニやインターネットで購入できるプリペイド型電子マネーを購入させるケースです。いったん伝えたコード番号を相手が登録してしまうと、取り戻すことは非常に困難です。

少しでもおかしいと思ったら、お金を支払う前に消費生活センターに相談してください。また、払ってしまっても、直後であれば取り戻せる可能性もあります。ぜひ一度問い合わせてください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。

2016.5

柳川・みやま消費生活センター / Consumer



百貨店の名をかたるカード詐欺にご注意ください

【事例】

有名百貨店から番号非通知の電話があり、「あなた名義のクレジットカードが高額な買い物に使われています。偽造された疑いがあるので、取引停止の連絡をしないと大変なことになります」と言われ、教えられた番号に電話したがつながらなかった。

【アドバイス】

不審な電話は無視し、こちらから問い合わせをしないでください。相談者は「まさか自分にこのような電話がかかってくるとは」と驚いていました。幸い誰も電話に出ませんでした。着信履歴は残ります。しばらく留守番電話にしておくといでしょう。

今年 2 月には鶴屋百貨店に顧客から事例のような件について複数の問い合わせがあり、同百貨店は次のような注意喚起をしました。

注意喚起 お客様のクレジットカードが不正に使用されたことを理由に、電話で個人情報を聞き出そうとする詐欺行為が多数発生していますが、当社はこのような行為を行っていません。

このように、各地で百貨店をかたった、同様の詐欺行為が多数発生しており、各百貨店はホームページなどで注意喚起しています。

昨年春には、近畿地方で高齢の女性が 400 万円もだまし取られました。事例のような電話後に「カードを作り変える必要がある」と自宅に来た銀行の関連団体を名乗る男に、キャッシュカードを手渡し、預金を引き出されました。他にも複数の被害が報告されています。少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターにご相談を。問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（☎76・1004）まで。